

第 1 0 号議案

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域及び名称を別紙調書のとおり変更する。

平成 2 6 年 6 月 2 日提出

亀岡市長 栗山正隆

別 紙

町の区域及び名称の変更調書

町	地 番	付 記
篠町浄法寺松岡	1 5	
〃	1 6	
〃	2 5 の 2	
篠町浄法寺中村	9	
〃	1 0 の 1	

上記の土地を西つつじヶ丘五月台一丁目に変更する。

備考 地番は、平成26年4月24日現在のものである。

町の区域及び名称の変更について

篠町浄法寺区域内の住宅開発に伴い、住民の利便性を向上し、地域コミュニティの形成を図るため、篠町浄法寺の一部の区域及び名称を変更すること。